

Title	朝鮮民主主義人民共和国の社会運営と法 : 経済関連法の視点から
Author(s)	三村, 光弘
Citation	大阪大学, 2001, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/42240
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について <a>〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	三村光弘
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第15927号
学位授与年月日	平成13年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科公法学専攻
学位論文名	朝鮮民主主義人民共和国の社会運営と法 —経済関連法の視点から—
論文審査委員	(主査) 教授 松浦 好治 (副査) 教授 多胡 圭一 教授 吉本 健一

論文内容の要旨

本稿は、朝鮮民主主義人民共和国（以下共和国とする）の1984年の合弁法制定以後の共和国の経済関連法（主に対外経済関係法）を中心として共和国の社会を描き出すとともに、社会運営における法の機能を、必要に応じて中国や日本との比較を行いながら分析し、その特徴を明らかにしていく。

まず、共和国の国家建設が本格的に行われた朝鮮戦争休戦後の、国際関係と国内の政治的状況、経済的状況を共和国で公開されている資料を題材に通時的まとめ、共和国がなぜ現在のような国家体制、経済体制をとっているのかについての実証を試みる。

次に、共和国が本格的な対外開放施策をとりはじめる以前、すなわち1980年代の終わりまでに、共和国において法が社会運営の手段としてどのように機能していたかを、国家行政機関と国営企業を中心とする経済運営に焦点を当てて明らかにする。この時期の共和国における社会規制手段としての法の姿を描く。

続いて、ソ連・東欧の崩壊まで、世界市場への参入には非常に消極的であった共和国が、1991年末に羅津・先鋒自由経済貿易地帯を設立し、1992年には憲法を改正し、市場に適合的な法体系の建設が開始されるに至った過程を概観し、このようなダイナミックな変化が起こった時期に、法が共和国の社会運営においてどのような機能を持っていたのかを明らかにする。

最後に、共和国における「改革」・「開放」の行方と社会運営における法の機能の将来像に対して中国、ベトナムの現状との比較の視点を加えた分析を試みるとともに、第3章までの分析から、共和国の「改革」「開放」はどのように進んでいくのか、またその過程で法はどのような機能を持ちうるのか、その将来像を提示し、まとめとする。

論文審査の結果の要旨

本論文は、1948年に建国された朝鮮民主主義共和国（以下、共和国）が国際政治・国際経済の変動に対応して変化していく中で、法が果たした役割を経済関連法に焦点を合わせて考察したものである。学位申請者は、共和国の変化を3つの時期に分けて詳細に紹介し、各時期における法の機能について考察する。著者によれば、建国の初期には立法が相当活発に行われたが、軍備強化の必要、金日成の指導性強化の必要が高まると、拘束力のある行為規範として

の法の機能は後退し、権力行使の外枠や政策方針を明示する機能を強くもつことになった。しかし、国内経済の不振に対処するため、対外経済関係を促進する目的をもった法の整備が80年代以降進むと、それが国内においても経済関係法の領域で法に従った社会運営を促す契機となったとする。

申請者は、資料入手が困難な状況の中で、可能な限り幅広い資料を集め、現地調査をし、面接などを通じて、研究を遂行している。申請者は、西欧型の司法や法運用を絶対の基準とすることは適切でなく、共和国の置かれた環境の中で法がどのように使われたかを検討し、共和国の法の特異性と普遍性を明らかにすることが重要であると主張する。結論として、申請者は、共和国においても形式的な法を使用しないにせよ、インフォーマルな指令や指示による社会運営がなされ、それは政治の影響を強く受けるにもかかわらず、必ずしも恣意的なものとはいえないとしている。

本論文は、とくに90年代以降の共和国の実情を詳細に検討し、経済関連法の領域で形式的な法の導入と遵守が始まっており、それは人々に上からの指示ではなく、自己の判断で行動するという思考方法を導入する上でも注目されると主張する点に特色をもっている。従来、正確な情報がなかった領域で、さまざまな手法で情報を入手し、共和国の法と社会運営の最新像を提示した点は十分評価に値し、博士の学位を授与するのに適切であると判断される。